

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和7年4月施行版)

令和7年4月

- A3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(1割負担)
- A3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(2割負担)
- A3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(3割負担)
- A7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(1割負担)
- A7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(2割負担)
- A7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(3割負担)
- AF 介護予防ケアマネジメント

桜井市 高齢福祉課

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

●包括報酬型サービスコード

(令和7年4月施行版)		サービス名称	算定項目						合成 単位 数	給付 率	算定 単位
種類	項目										
A3	包括	2001 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合					1,176	90%	1月につき
A3		2002 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	1,058	90%		
A3		1001 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2001～2002と算定>					-12	90%	
A3		1002 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2001～2002と算定>					-12	90%	
A3		2003 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合					2,349	90%	
A3		2004 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	2,114	90%		
A3		1004 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2003～2004と算定>					-23	90%	
A3		1005 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2003～2004と算定>					-23	90%	
A3		2005 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合					3,727	90%	
A3		2006 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	3,354	90%		
A3	1007 高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	<2005～2006と算定>					-37	90%		
A3	1008 業務継続計画未策定減算	要支援2 (週3回程度)	<2005～2006と算定>					-37	90%		

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2011	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可				287	90%	1回につき
A3		2012	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	90%	
A3		2013	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可				287	90%	
A3		2014	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	90%	
A3		2015	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可				287	90%	
A3		2016	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	90%	
A3		1011	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	＜2011～2016と算定＞				-3	90%	
A3		1019	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	＜2011～2016と算定＞				-3	90%	

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2021	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可				220	90%	1回につき	
A3		2022	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198		90%
A3		2023	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可				220	90%		
A3		2024	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198		90%
A3		2025	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可				220	90%		
A3		2026	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198		90%
A3		1021	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	＜2021～2026と算定＞				-2	90%		
A3		1029	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	＜2021～2026と算定＞				-2	90%		

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2031	訪問型サービス初回加算						200	90%	1月につき
A3	2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)						100	90%	
A3	2033	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)						200	90%	
A3	2034	訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可					50	90%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括	2041	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	304	90%	1月につき
A3		2042	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	278	90%	
A3		2043	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	226	90%	
A3		2044	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	180	90%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2061	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	70	90%	1回につき
A3		2062	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	64	90%	
A3		2063	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	52	90%	
A3		2064	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	42	90%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2081	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	54	90%	1回につき
A3		2082	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	49	90%	
A3		2083	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	40	90%	
A3		2084	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	32	90%	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

●包括報酬型サービスコード

令和7年4月施行版)		サービス名称		算定項目	合成 単位 数	給付 率	算定 単位			
種類	項目									
A3	包 括	2101 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	1,176	80%	1月につき			
----		2102 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×		90%	1,058	80%
A3		1101 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	＜2101～2102と算定＞		-12		80%		
A3		1103 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	＜2101～2102と算定＞		-12		80%		
A3		2103 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	2,349	80%				
A3		2104 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×		90%	2,114	80%
A3		1104 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	＜2103～2104と算定＞		-23		80%		
A3		1105 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	＜2103～2104と算定＞		-23		80%		
A3		2105 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	3,727	80%				
A3		2106 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×		90%	3,354	80%
A3	包 括	1107 高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	＜2105～2106と算定＞		-37	80%			
A3		1108 業務継続計画未策定減算	要支援2 (週3回程度)	＜2105～2106と算定＞		-37	80%			

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2111	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可			287	80%	1回につき	
A3	2112	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258		80%
A3	2113	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可			287	80%		
A3	2114	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258		80%
A3	2115	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可			287	80%		
A3	2116	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258		80%
A3	1111	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2111～2116と算定>			-3	80%		
A3	1119	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2111～2116と算定>			-3	80%		

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	2121	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可			220	80%	1回につき
A3	2122	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	198	80%	
A3	2123	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可			220	80%	
A3	2124	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	198	80%	
A3	2125	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可			220	80%	
A3	2126	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	198	80%	
A3	1121	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2121～2126と算定>			-2	80%	
A3	1129	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2121～2126と算定>			-2	80%	

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2131	訪問型サービス初回加算		200	80%	1月につき
A3	2132	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	80%	
A3	2133	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	80%	
A3	2134	訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可	50	80%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括	2141	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2101～2106と算定〉	304	80%	1月につき
A3		2142	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2101～2106と算定〉	278	80%	
A3		2143	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2101～2106と算定〉	226	80%	
A3		2144	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2101～2106と算定〉	180	80%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2161	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2111～2116と算定〉	70	80%	1回につき
A3		2162	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2111～2116と算定〉	64	80%	
A3		2163	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2111～2116と算定〉	52	80%	
A3		2164	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2111～2116と算定〉	42	80%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2181	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	54	80%	1回につき
A3		2182	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	49	80%	
A3		2183	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	40	80%	
A3		2184	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	32	80%	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

●包括報酬型サービスコード

令和7年4月施行版)		サービス名称		算定項目	合成 単位 数	給付 率	算定 単位		
種別	項目								
A3	包 括	2201 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		1,176	70%		
----		2202 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	1,058	70%
A3		1201 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2201～2202と算定>		-12	70%		
A3		1202 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2201～2202と算定>		-12	70%		
A3		2203 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		2,349	70%		
A3		2204 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	2,114	70%
A3		1204 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2203～2204と算定>		-23	70%		
A3		1205 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2203～2204と算定>		-23	70%		
A3		2205 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		3,727	70%		
A3		2206 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	3,354	70%
A3	1207 高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	<2205～2206と算定>		-37	70%			
A3	1208 業務継続計画未策定減算	要支援2 (週3回程度)	<2205～2206と算定>		-37	70%			

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2211	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可			287	70%	1回につき	
A3	2212	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258		70%
A3	2213	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可			287	70%		
A3	2214	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258		70%
A3	2215	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可			287	70%		
A3	2216	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258		70%
A3	1211	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2211～2216と算定>			-3	70%		
A3	1219	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2211～2216と算定>			-3	70%		

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2221	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可			220	70%	1回につき	
A3		2222	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198		70%
A3		2223	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可			220	70%		
A3		2224	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198		70%
A3		2225	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可			220	70%		
A3		2226	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198		70%
A3		1221	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2221～2226と算定>			-2	70%		
A3		1229	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2221～2226と算定>			-2	70%		

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2231	訪問型サービス初回加算		200	70%	1月につき
A3	2232	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	70%	
A3	2233	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	70%	
A3	2234	訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可	50	70%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括	2241	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	304	70%	1月につき
A3		2242	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	278	70%	
A3		2243	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	226	70%	
A3		2244	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	180	70%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2261	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	70	70%	1回につき
A3		2262	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	64	70%	
A3		2263	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	52	70%	
A3		2264	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	42	70%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2281	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	54	70%	1回につき
A3		2282	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	49	70%	
A3		2283	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	40	70%	
A3		2284	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	32	70%	

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

(1) 予防型デイサービス
(令和7年4月施行版)

サービスコード		サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3101 予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき
		3102 予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3621	90%	
		3103 予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	90%	
		3104 予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	90%	
		1501 予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	-18	90%	
		1502 予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	-18	90%	
		1503 予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	-376	90%	
A7	回数	3111 予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	436	90%	1回につき
A7		3112 予防型デイサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	447	90%	
A7		3113 予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	90%	
A7		3114 予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	90%	
A7		1511 予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	-4	90%	
A7		1512 予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	-4	90%	
A7		1513 予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	-94	90%	
A7							

◎加算

A7	包括	3121 予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	90%	1月につき
A7		3122 予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	90%	
A7		3124 予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	90%	
A7		3125 予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	90%	
A7		3126 予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※ 3月に1回のみ算定可		100	90%	
A7		3127 予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	90%	
A7		3131 予防型デイサービス一体的サービス提供加算			480	90%	
A7		3133 予防型デイサービス事業所評価加算			120	90%	
A7		3134 予防型デイサービス栄養アセスメント加算			50	90%	
A7		3135 予防型デイサービス栄養改善加算			200	90%	
A7		3136 予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 6月に1回のみ算定可		20	90%	
A7		3137 予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※ 6月に1回のみ算定可		5	90%	
A7		3138 予防型デイサービス科学的介護推進体制加算			40	90%	
A7		3141 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	88	90%	
A7		3142 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	72	90%	
A7		3143 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	24	90%	
A7	回数	3144 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	22	90%	1回につき
A7		3145 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	18	90%	
A7		3146 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	6	90%	

○処遇改善加算

A7	包括	3151	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	〈3101～3104と算定〉	167	90%	1月につき
A7		3152	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	〈3101～3104と算定〉	163	90%	
A7		3153	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	〈3101～3104と算定〉	145	90%	
A7		3154	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	〈3101～3104と算定〉	116	90%	
A7	回数	3171	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	〈3111～3114と算定〉	41	90%	1回につき
A7		3172	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	〈3111～3114と算定〉	40	90%	
A7		3173	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	〈3111～3114と算定〉	36	90%	
A7		3174	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	〈3111～3114と算定〉	29	90%	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3201 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき
A7		3202 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3621	90%	
A7		1521 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3201～3202と算定＞	-18	90%
A7		1522 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3201～3202と算定＞	-18	90%
A7	回数	3211 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	349	90%	1回につき
A7		3212 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	353	90%	
A7		1531 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		＜3211～3212と算定＞	-3	90%
A7		1532 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		＜3211～3212と算定＞	-3	90%

◎加算

A7		3232 機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	90%	1月につき
A7		3233 機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	90%	
A7		3234 機能訓練デイサービス一体的サービス提供加算			480	90%	
A7		3236 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	90%	
A7		3237 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	90%	
A7		3238 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※3月に1回のみ算定可		100	90%	
A7		3239 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	90%	
A7		3250 機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	90%	1月につき

○処遇改善加算

A7	包括	3251 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3201～3202と算定＞	167	90%	1月につき
A7		3252 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3201～3202と算定＞	163	90%	
A7		3253 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3201～3202と算定＞	145	90%	
A7		3254 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3201～3202と算定＞	116	90%	
A7	回数	3271 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		＜3211～3212と算定＞	32	90%	1回につき
A7		3272 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		＜3211～3212と算定＞	32	90%	
A7		3273 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		＜3211～3212と算定＞	28	90%	
A7		3274 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		＜3211～3212と算定＞	23	90%	

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位		
種類	項目								
A7	包括	3301 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき		
A7		3302 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	90%			
A7		1541 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3301～3302と算定>		-18	90%
A7		1542 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3301～3302と算定>		-18	90%
A7	回数	3311 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	90%	1回につき		
A7		3312 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	90%			
A7		1551 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可			<3311～3312と算定>		-3	90%
A7		1552 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可			<3311～3312と算定>		-3	90%
A7		3321 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算			50	90%	1回につき	
A7		3332 ミニデイサービス栄養アセスメント加算				50	90%	1月につき	
A7		3333 ミニデイサービス栄養改善加算				200	90%		
A7		3336 ミニデイサービス一体的サービス提供加算				480	90%		
A7		3337 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ				150	90%		
A7		3338 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ				160	90%		
A7		3339 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算				40	90%		

○処遇改善加算

A7	包括	3351 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3301～3302と算定＞	167	90%	1月につき
A7		3352 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3301～3302と算定＞	163	90%	
A7		3353 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3301～3302と算定＞	145	90%	
A7		3354 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3301～3302と算定＞	116	90%	
A7	回数	3371 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3311～3312と算定＞	27	90%	1回につき
A7		3372 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3311～3312と算定＞	26	90%	
A7		3373 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3311～3312と算定＞	23	90%	
A7		3374 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3311～3312と算定＞	19	90%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

(1) 予防型サービス
(令和7年4月施行版)

サービスコード		サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3401 予防型サービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
		3402 予防型サービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3621	80%	
		3403 予防型サービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	80%	
		3404 予防型サービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	80%	
		1601 予防型サービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	-18	80%	
		1602 予防型サービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	-18	80%	
		1603 予防型サービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	-376	80%	
A7	回数	3411 予防型サービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	436	80%	1回につき
A7		3412 予防型サービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	447	80%	
A7		3413 予防型サービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	80%	
A7		3414 予防型サービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	80%	
A7		1611 予防型サービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	-4	80%	
A7		1612 予防型サービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	-4	80%	
A7		1613 予防型サービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	-94	80%	
A7							

◎加算

A7	包括	3421 予防型サービス若年性認知症受入加算			240	80%	1月につき
A7		3422 予防型サービス生活機能向上グループ活動加算			100	80%	
A7		3424 予防型サービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	80%	
A7		3425 予防型サービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	80%	
A7		3426 予防型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※ 3月に1回のみ算定可		100	80%	
A7		3427 予防型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	80%	
A7		3431 予防型サービス一体的サービス提供加算			480	80%	
A7		3433 予防型サービス事業所評価加算			120	80%	
A7		3434 予防型サービス栄養アセスメント加算			50	80%	
A7		3435 予防型サービス栄養改善加算			200	80%	
A7		3436 予防型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 6月に1回のみ算定可		20	80%	
A7		3437 予防型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※ 6月に1回のみ算定可		5	80%	
A7		3438 予防型サービス科学的介護推進体制加算			40	80%	
A7		3441 予防型サービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	88	80%	
A7		3442 予防型サービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	72	80%	
A7		3443 予防型サービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	24	80%	
A7		3444 予防型サービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	22	80%	1回につき
A7		3445 予防型サービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	18	80%	
A7		3446 予防型サービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	6	80%	

○処遇改善加算

A7		3451	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	167	80%	1月につき
A7	包括	3452	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	163	80%	
A7		3453	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	145	80%	
A7		3454	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	116	80%	
A7	回数	3471	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	41	80%	1回につき
A7		3472	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	40	80%	
A7		3473	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	36	80%	
A7		3474	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	29	80%	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3501 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
A7		3502 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3621	80%	
A7		1621 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>	-18 80%	
A7		1622 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>	-18 80%	
A7	回数	3511 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	349	80%	1回につき
A7		3512 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	353	80%	
A7		1631 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>	-3 80%	
A7		1632 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>	-3 80%	
A7		3522 機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	80%	1月につき
A7		3533 機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	80%	
A7		3534 機能訓練デイサービス一体的サービス提供加算			480	80%	
A7		3536 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	80%	
A7		3537 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	80%	
A7		3538 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※3月に1回のみ算定可		100	80%	
A7		3539 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	80%	
A7		3550 機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	80%	1月につき

○処遇改善加算

A7	包括	3551 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>	167 80%	1月につき
A7		3552 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>	163 80%	
A7		3553 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>	145 80%	
A7		3554 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>	116 80%	
A7	回数	3571 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>	32 80%	1回につき
A7		3572 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>	32 80%	
A7		3573 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>	28 80%	
A7		3574 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>	23 80%	

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3601 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
A7		3602 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	80%	
A7		1641 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	-18 80%	
A7		1642 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	-18 80%	
A7	回数	3611 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	80%	1回につき
A7		3612 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	80%	
A7		1651 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	-3 80%	
A7		1652 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	-3 80%	
A7		3622 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	80%	1回につき
A7		3632 ミニデイサービス栄養アセスメント加算			50	80%	1月につき
A7		3633 ミニデイサービス栄養改善加算			200	80%	
A7		3636 ミニデイサービス一体的サービス提供加算			480	80%	
A7		3637 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	80%	
A7		3638 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	80%	
A7		3639 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算			40	80%	

○処遇改善加算

A7	包括	3651 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	167 80%	1月につき
A7		3652 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	163 80%	
A7		3653 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	145 80%	
A7		3654 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	116 80%	
A7	回数	3671 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	27 80%	1回につき
A7		3672 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	26 80%	
A7		3673 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	23 80%	
A7		3674 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	19 80%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率) サービスコード表(3割負担)
(1) 予防型デイサービス
(令和7年4月施行版)

サービスコード		サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
※3719～428	A7 包括	3701 予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき
		3702 予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3621	70%	
		3703 予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	70%	
		3704 予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	70%	
		1701 予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	-18	70%	
		1702 予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	-18	70%	
		1703 予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	-376	70%	
	A7 回数	3711 予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	436	70%	1回につき
		3712 予防型デイサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	447	70%	
		3713 予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	70%	
		3714 予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	70%	
		1711 予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	-4	70%	
		1712 予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	-4	70%	
		1713 予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	-94	70%	

◎加算

A7	3721 予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	70%	1月につき
A7	3722 予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	70%	
A7	3724 予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	70%	
A7	3725 予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	70%	
A7	3726 予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※ 3月に1回のみ算定可		100	70%	
A7	3727 予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	70%	
A7	3731 予防型デイサービス一体的サービス提供加算			480	70%	
A7	3733 予防型デイサービス事業所評価加算			120	70%	
A7	3734 予防型デイサービス栄養アセスメント加算			50	70%	
A7	3735 予防型デイサービス栄養改善加算			200	70%	
A7	3736 予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 6月に1回のみ算定可		20	70%	
A7	3737 予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※ 6月に1回のみ算定可		5	70%	
A7	3738 予防型デイサービス科学的介護推進体制加算			40	70%	
A7	3741 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	88	70%	1月につき
A7	3742 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	72	70%	
A7	3743 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	24	70%	
A7	3744 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	22	70%	1回につき
A7	3745 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	18	70%	
A7	3746 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	6	70%	

○処遇改善加算

A7	包括	3751	予防型ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	〈3701～3704と算定〉	167	70%	1月につき
A7		3752	予防型ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	〈3701～3704と算定〉	163	70%	
A7		3753	予防型ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	〈3701～3704と算定〉	145	70%	
A7		3754	予防型ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	〈3701～3704と算定〉	116	70%	
A7	回数	3771	予防型ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	〈3711～3714と算定〉	41	70%	1回につき
A7		3772	予防型ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	〈3711～3714と算定〉	40	70%	
A7		3773	予防型ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	〈3711～3714と算定〉	36	70%	
A7		3774	予防型ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	〈3711～3714と算定〉	29	70%	

(2)機能訓練ディサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3801 機能訓練ディサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき
A7		3802 機能訓練ディサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3621	70%	
A7		1721 機能訓練ディサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3801～3802と算定>	-18	
A7		1722 機能訓練ディサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3801～3802と算定>	-18	
A7	回数	3811 機能訓練ディサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	349	70%	1回につき
A7		3812 機能訓練ディサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	353	70%	
A7		1731 機能訓練ディサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3811～3812と算定>	-3	
A7		1732 機能訓練ディサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3811～3812と算定>	-3	
A7		3822 機能訓練ディサービス栄養アセスメント加算			50	70%	1月につき
A7		3823 機能訓練ディサービス栄養改善加算			200	70%	
A7		3824 機能訓練ディサービス一体的サービス提供加算			480	70%	
A7		3826 機能訓練ディサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	70%	
A7		3827 機能訓練ディサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	70%	
A7		3828 機能訓練ディサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※ 3月に1回のみ算定可		100	70%	
A7		3829 機能訓練ディサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	70%	
A7		3840 機能訓練ディサービス科学的介護推進体制加算			40	70%	

○処遇改善加算

A7	包括	3851 機能訓練ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3801～3802と算定>	167	70%	1月につき
A7		3852 機能訓練ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3801～3802と算定>	163	70%	
A7		3853 機能訓練ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3801～3802と算定>	145	70%	
A7		3854 機能訓練ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3801～3802と算定>	116	70%	
A7	回数	3871 機能訓練ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3811～3812と算定>	32	70%	1回につき
A7		3872 機能訓練ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3811～3812と算定>	32	70%	
A7		3873 機能訓練ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3811～3812と算定>	28	70%	
A7		3874 機能訓練ディサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3811～3812と算定>	23	70%	

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3901ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき
A7		3902ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	70%	
A7		1741ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901～3902と算定>	-18	70%	
A7		1742ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901～3902と算定>	-18	70%	
A7	回数	3911ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	70%	1回につき
A7		3912ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	70%	
A7		1751ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	-3	70%	
A7		1752ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	-3	70%	
A7		3921ミニデイ入浴加算	※ <u>桜井市独自設定加算</u>		50	70%	1回につき
A7		3932ミニデイサービス栄養アセスメント加算			50	70%	1月につき
A7		3933ミニデイサービス栄養改善加算			200	70%	
A7		3936ミニデイサービス一体的サービス提供加算			480	70%	
A7		3937ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	70%	
A7		3938ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	70%	
A7		3939ミニデイサービス科学的介護推進体制加算			40	70%	

○処遇改善加算

A7	包括	3951ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901～3902と算定>	167	70%	1月につき
A7		3952ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901～3902と算定>	163	70%	
A7		3953ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901～3902と算定>	145	70%	
A7		3954ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901～3902と算定>	116	70%	
A7	回数	3971ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	27	70%	1回につき
A7		3972ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	26	70%	
A7		3973ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	23	70%	
A7		3974ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	19	70%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(令和7年4月施行版)		サービス名称	算定項目	合成 単位 数	算定 単位
種類	項目				
AF	2100	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA	442	1月につき
令和7年4月	2300	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC	442	
AF	2501	初回加算	初回加算	300	
AF	2502	委託連携加算	委託連携加算	300	
AF	2601	高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	-4	
AF	2602	業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	-4	